

公安委員会 決 裁 資 料	令和 7 年度定期監査(前期)結果及び同結果に基 づく改善措置の通知	令和 7 年 11 月 19 日 会 計 課
------------------	---------------------------------------	---------------------------

県監査委員による令和 7 年度定期監査（前期）の結果において、是正又は改善を要する文書注意事項について、地方自治法第199条第14項の規定により、講じた改善等の措置を公安委員会から監査委員あてに通知するもの。

1 監査の対象

令和 6 年度における財務に関する事務の執行

（監査実施期間：令和 7 年 5 月 8 日から同年 9 月 8 日までの間）

2 実施者

監査委員 4 名（松蔭英昭、大蔭豊、小園しげよし、ふくし山ノブスケ）

3 受監所属

警察本部、種子島署、屋久島署、奄美署、瀬戸内署、徳之島署

4 監査結果

(1) 指摘事項…なし

(2) 文書注意事項

- ・前年度に引き続いて、令和 5 年度の給料に誤りがあり、令和 6 年度に支出しているものがある。
- ・前年度に引き続いて、ノートパソコンに損害を与える事故が発生している。
- ・前年度に引き続いて、公用車に損害を与える事故が発生している。
- ・前年度に引き続いて、相手方の車両及び公用車等に損害を与える交通事故が発生している。
- ・前年度に引き続いて、公用車等の交通事故が発生している。
- ・公用車に損害を与える事故が発生している。

5 改善措置等

(1) 給料の過年度支出の再発防止

- ・複数人によるチェックの徹底と昇給確認名簿を作成し昇給漏れの防止。

(2) ノートパソコンに損害を与える物品事故の再発防止

- ・継続した指示・注意喚起のほか、カップ転倒防止ボックスの作成、設置。

(3) 公用車事故防止

- ・全体会議等、各種会議における幹部からの継続した指示教養の実施。

- ・公用車事故の分析に基づき、多種多様な運転訓練の継続的実施。

- ・安全運転講習会の実施と教養資料の発出。